

よくあるご質問



Q1. 看護専門学校卒業（または在学中）ですが、出願資格はありますか？

A1. 看護師資格を有する方（または出願時において看護師国家試験受験資格を有する方・取得見込の方）で、出願資格要件①力を満たす場合には出願できます。本専攻科の出願資格を満たしているか、文部科学省のホームページや、ご卒業された専門学校に必ずご確認ください。

Q2. 大学卒業後、看護専門学校（修業年限3年以下）に進学し、看護師資格を取得しました。出願資格はありますか？

A2. 出願資格①アでいう「大学」は看護系の大学に限りませんので、出願できます。出願の際には、看護師資格の取得に関わる専門学校の卒業証明書と成績証明書に加えて、出身大学の卒業証明書を提出してください。

Q3. 出願資格①キの文部科学大臣の指定した者とは具体的にどんな人ですか？

A3. 昭和28年文部省告示第5号に指定する方です。

【参考】

- ・旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を卒業した者
- ・旧高等師範学校規程（明治二十七年文部省令第十一号）による高等師範学校専攻科を卒業した者
- ・旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による高等師範学校又は女子高等師範学校の修業年限一年以上の研究科を修了した者

など

